令和7年度版三重県教員採用試験案内パンフレット及び動画作成業務委託仕様書

1 目的

教員志望者はもとより、民間企業への就職志望者や進路検討中の10代~30代の若年層を対象とし、興味・関心を引き出すことのできるパンフレット及び動画を作成することにより、教職は子どもたちに寄り添いながらその成長を実感することができ、他では得がたい経験ができる魅力的な職業であることを効果的に発信し、受験者の増加及び多様で優秀な人材の確保につなげることを目的とします。

2 委託業務名

令和7年度版三重県教員採用試験案内パンフレット及び動画作成業務委託

3 委託期間

契約日から令和7年2月14日(金)まで

4 委託業務の内容

(1)業務内容

(ア) 教員に対する取材

下記(イ)及び(ウ)で紹介する教員への取材、写真・動画撮影

- ・取材する人数:6名
- ・取材予定日数:6日(1日につき1名を想定)
- ・取材内容: 教員の魅力、やりがい、教員になったきっかけ等をインタビュー してください。
- ・ 取材場所は県内の学校を想定しています。(地域は未定)
- ・取材対象者は三重県教育委員会が指定し、取材の日時や場所は関係者と調整 のうえ決定します。

(イ) パンフレットの作成

- 部数:1,000部
- ・規格:出来上がりA4サイズ、8ページ ※折り方、綴じ方は指定なし
- ・紙質:再生コート紙またはコート紙(10(2)特記事項)、四六判 135kg
- ・印刷:全ページフルカラー、色数指定なし
- ・内容:別紙1「三重県教員採用試験案内パンフレット・動画作成方針」 のとおり
- ・その他:音声コードを作成し、張り付けるとともに切り欠き加工を行ってく ださい。

(ウ)動画の作成

取材時に映像を撮影し、目的の達成につながるような動画を作成してください。

- ・上記(ア)における取材対象者1名につき5分程度の動画を1本、取材対象者6名分をまとめた10分程度の動画1本の計7本の動画を作成してください。
- ・取材の様子を中心に、必要に応じイラスト、テロップ、音楽等の作成、選定 等を行い、動画に編集してください。
- インタビューには字幕をつけてください。
- ・動画は県HP(三重県インターネット放送局)、YouTube 等への掲載を想定しており、視聴に適した画質で撮影してください。
- ・内容:別紙1「三重県教員採用試験案内パンフレット・動画作成方針」 のとおり

5 成果品

- パンフレット 1,000 部
- ・パンフレットの印刷入稿データ、PDFデータ
- ・動画 (MP4形式)

※データについては、USBフラッシュメモリに保存して提出してください。

6 著作権等の帰属

- (1) 成果物の所有権は、三重県教育委員会事務局へ成果物の引渡しが完了したとき に三重県教育委員会事務局に移転するものとします。
- (2) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む) は、成果物の引渡しをもって三重県教育委員会事務局に譲渡されるものとします。 また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しない ものとします。
- (3) イラスト、写真、音楽等の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源 を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにしてください。なお、著作 権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の 負担により行ってください。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条 又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停 止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力 団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等に よる不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 三重県教育委員会事務局に報告すること。
 - (エ)契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県教育委員会事務局と協議を行うこと。
 - (2) 受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 個人情報の取扱いについて

受託者は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。

10 その他特記事項

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県教育委員会事務局と協議しながら進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。
- (2) 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和6年度環境物品等の調達方針 3役務 印刷」の判断基準を満たすこととします。なお、同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は"国基準等を準用"しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月)22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこととします。

ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、 代替品の納入を認めます。

参考:「みえ・グリーン購入基本方針」・「環境物品等の調達方針」(三重県)、 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(国)

三重県ホームページ

https://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm